保護者 各位

船橋市長 松戸 徹 (公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染拡大に伴う登園自粛について

日頃より本市の保育行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染者が急増し、市内でも複数の保育施設の関係者に 感染者が確認されています。

令和4年1月21日から、千葉県にまん延防止等重点措置が適用されました。 保育所等は引き続き感染防止対策を徹底しながら通常どおり開園しています が、園児、職員を問わず、家庭内感染など園外での感染が推測されるケースが増 加しており、園児等が感染に気付かずに登園した場合、三密を避けることが難し い環境である保育所等で感染が広がる恐れがあります。また、今後、濃厚接触者 の増加等により勤務できない職員も増加し、保育に支障をきたす可能性もあり ます。

このような状況の中、感染拡大防止、保育体制確保の観点から、家庭での保育 が可能な方は家庭での保育にご協力いただくよう改めてご協力をお願いいたし ます。

家庭保育にご協力いただいた場合には、下記のとおり登園しなかった日数に 応じて保育料を減免いたします。

- 1 保育所等の利用にあたってのお願い
  - ・保育所等は原則開所しますが、感染予防、感染拡大防止のために、家庭での 保育が可能な方は、家庭での保育にご協力をお願いします。
  - ・保育が必要な方においても、必要な日及び時間での保育所等のご利用をお願いします。(父母いずれかが休暇を取得する場合は登園を控えてもらう、在宅勤務の日は、通勤に要した時間帯を除き、勤務時間に応じた利用とするなど)
  - ・家庭保育の協力のお願いは、保護者の方の判断において、登園を控えることができる場合に限り、ご協力いただける範囲でお願いするものです。保育の利用を希望する場合は必要な時間の保育を提供していただくよう施設にはお願いしております。

#### 2 登園自粛期間について

令和4年1月26日(水)から令和4年2月13日(日)まで

# 3 保育料の減免について

- ・減免対象の期間は、登園自粛期間となります。
- ・登園を自粛いただいた日数分の保育料は、一日単位となりますが、日割り計算を行い減免いたします。
- ・減免の適用にあたって保護者の方の手続きは必要ございません。市が各施設 に園児の登園状況について確認し、それを元に保育料を減免します。
- ・原則、一旦は決定済の保育料を納付してください。減免適用後の過払い金の 取扱いについては改めてお知らせいたします。
- ・保育料をご利用中の施設に直接お支払いいただいている、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業をご利用の保護者につきましては、還付方法等について、施設によって取扱いが異なりますので、ご利用中の施設にご確認ください。
- ・減免については船橋市在住の方に適用されるものです。市外在住の方はお住まいの自治体にお問い合わせください。

### 4 副食費について

各施設で実費徴収している副食費については、月額徴収が基本となりますが、今回の登園自粛のお願いに係る取扱いについては、各園で異なりますので、利用している園に確認してください。

## 5 行事等について

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、行事等を中止・縮小することがございます。各施設においては、子供たちの安全を第一とし、そのうえで「どうしたらできるのか」を考え、その時々の状況を見極めながら行事等を実施できるか、内容を変更して実施できないか、日々検討しております。

市内保育施設は施設環境や職員数、在籍児童数などが異なるため、どうしても行事等の実施内容は異なってしまいますが、各施設の職員は、感染拡大防止に取り組みながら子供たちの園での生活がかけがえのないものとなるよう日々奮闘しておりますので、保護者の皆様におかれましては各施設の取り組みにつきましてご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

#### 6 その他

- ・休日保育につきましても、家庭での保育が可能な方は、家庭での保育にご協力をお願いいたします。
- ・今後の国及び県の動向、市内の感染状況等によって、対応を変更する場合が あります。状況が変化した場合、改めてお知らせします。

- ※重ねてのお願いとなりますが、感染予防、感染拡大防止のために下記事項 について十分ご配慮いただくようご協力お願いします。
  - (1) 保護者の皆様には、送迎時にはマスクを着用いただき、体調不良時に は送迎を控えてください。
  - (2) お子様の健康状態により一層ご留意いただき、発熱や風邪の症状がある場合には登園を控えてください。また、発熱したときは、平熱に戻ったことを確認するため解熱後24時間以上経過してから登園してください。
- (3) 同居家族に体調不良の方がいる場合には登園を控えていただくようお願いします。
- (4) 同居家族が濃厚接触者と特定されるなどの理由で PCR 検査を受ける こととなった場合、陰性が確認されるまでは、お子様の登園は控えて ください。
- (5) 同居家族、お子様が PCR 検査を受けることとなった場合には、登園せずに園へすみやかに報告し、結果についてもご報告をお願いします。また、園にご報告いただいた内容は市(保健所、保育認定課)とも情報共有いたします。
- (6) 感染拡大リスクの一因となる「合同保育」の人数をなるべく少なくするため、可能な限り、朝・夕の保育時間を短くすることにご協力をお願いします。